

旭川市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年 3月30日

規 則 第 5 号

改正 平成22年 3月31日規則第20号 平成23年 3月31日規則第5号
平成25年 3月 1日規則第4号 令和3年 3月31日規則第12号
〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この規則は、旭川市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年旭川市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派届)

第2条 条例第2条第2項の規則で定める会派届は、会派（結成・変更）届（様式第1号）とする。

(交付申請書)

第3条 条例第5条第1項の規則で定める申請書は、政務活動費交付申請書（様式第2号）とする。

(交付決定通知書)

第4条 条例第6条の規則で定める通知書は、政務活動費交付決定通知書（様式第3号）とする。

(交付請求書)

第5条 条例第7条の規則で定める請求書は、政務活動費交付請求書（様式第4号）とする。

(決算書)

第6条 条例第10条第1項の規則で定める決算書は、政務活動費決算書（様式第5号）とする。

(会派解散届)

第7条 条例第11条第1項の規則で定める会派解散届は、会派解散届（様式第6号）とする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第20号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第5号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月1日規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の旭川市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務活動費に係るものから適用し、同日前に交付した政務調査費に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市規則の様式にかかわらず、当分の間、使用することができる。

年 月 日

会派（結成・変更）届

（宛先）旭川市長

会派の名称

代表者の氏名

会派を結成した（届け出た事項に変更があった）ので、旭川市議会政務活動費の交付に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

会派の名称	
結成（変更）年月日	年 月 日
代表者の氏名	
経理責任者の氏名	
所属議員数	人
所属議員の氏名	

（注）届け出た事項に変更があった場合は、変更があった事項のみ記載してください。

年 月 日

政務活動費交付申請書

（宛先）旭川市長

会派の名称

代表者の氏名

（無所属議員にあつては、氏名）

政務活動費の交付を受けたいので、旭川市議会政務活動費の交付に関する条例第5条（第1項・第2項・第3項）の規定により、次のとおり申請します。

交付対象期間	年 月から 年 月まで
交付申請額	円
所属議員数	人

（注）1 所属議員の欄は、会派が申請する場合にのみ記入してください。

2 会派が所属議員数の増加により差額の交付を受けようとするときは、交付申請額の欄にその差額を、所属議員数の欄に増加した議員数をそれぞれ記入してください。

第 号
年 月 日

政務活動費交付決定通知書

様

旭川市長



年 月 日付けで申請のあった政務活動費について、次のとおり決定したので、通知します。

交付対象期間	年 月から 年 月まで
交付決定額	円
所属議員数	人

年 月 日

政務活動費交付請求書

（宛先）旭川市長

会派の名称

代表者の氏名

（無所属議員にあつては、氏名）

旭川市議会政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、次のとおり請求します。

交付請求額		円
-------	--	---

政務活動費決算書

（宛先）旭川市議会議長

会派の名称

代表者の氏名

（無所属議員にあつては、氏名）

旭川市議会政務活動費の交付に関する条例（第10条第1項・第10条第2項・第11条第1項・第11条第2項）の規定により、 年度政務活動費に係る決算書を次のとおり提出します。

1 収 入

政務活動費 円

2 支 出

費 目	金 額	摘 要
調査研究費	円	
研修費	円	
広報費	円	
広聴費	円	
要請陳情活動費	円	
会議費	円	
資料作成費	円	
資料購入費	円	
事務費	円	
合 計	円	

3 残 額 円

年 月 日

会 派 解 散 届

（宛先）旭川市議会議長

会派の名称

代表者の氏名

会派を解散したので、旭川市議会政務活動費の交付に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

会派の名称	
解散年月日	年 月 日

